総　　括

Ⅰ　総括

１　沿革

昭和 19 年 10 月	国民体力法による設立許可。旧五井町に五井保健所として発足。市原郡５町１６村を管轄。
昭和 21 年 09 月	現在地に診療室を設けた庁舎を新築。
昭和 25 年	クリニック専用棟と細菌室・犬抑留所を増設。
昭和 35 年	結核対策優良保健所として結核予防会総裁賞を受賞。
昭和 38 年 05 月	市原郡北部５町（市原町、五井町、市津町、姉崎町、三和町）の合併により市原市が誕生。
昭和 38 年 06 月	市原保健所に改称。
昭和 40 年 03 月	新庁舎を建設するとともに、同年４月からは保健指導課を新設。
昭和 42 年 10 月	市原郡の南総町、加茂村が合併され全郡１市となる。
昭和 49 年 04 月	環境衛生課を新設し、総務課、保健指導課、予防課、食品衛生課の５課制となる。
昭和 57 年 03 月	庁舎事務室を増築。
昭和 60 年 05 月	（財）日本公衆衛生協会より第 18 回衛生教育奨励賞受賞。
平成 09 年 04 月	地域保健法の施行により、総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、検査班、食品衛生班、環境衛生班の１課６班体制になる。
平成 12 年 04 月	組織改正により、総務課、地域指導課、疾病対策課、検査課、生活衛生課、企画調整班の５課１班体制になる。
平成 16 年 04 月	組織改正により、保健所に旧千葉支庁社会福祉課の業務が一部移管され、千葉県市原健康福祉センター（市原保健所）に改称し、総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課の３課体制となる。なお、従来からの保健所行政については、保健所の名称を使用する必要から、機関名称が併用になる。
平成 17 年 04 月	組織改正により、検査業務が健康生活支援課から総務企画課の所管となる。
平成 20 年 04 月	組織改正により検査業務は君津健康福祉センターが所管することとなる。
平成 27 年 09 月	庁舎耐震改良工事を行うため、仮庁舎に移転し、業務を開始。
平成 29 年 03 月	庁舎耐震改良工事を完了し、元の庁舎に移転し、業務を開始。
令和 02 年	市原保健所（市原健康福祉センター）と改称

表１　歴代所長

代	氏　名	在　任　期　間	代	氏　名	在　任　期　間
初代	高田美正	昭和19.9.30 ～19.12.22	２１代	山口淳一	平成10.4.1 ～10.6.30
２代	戸谷弥	昭和19.12.23 ～21.2.28	２２代	服部治男	平成10.7.1 ～10.8.31
３代	村田四郎	昭和21.3.1 ～21.7.14	２３代	中嶋徹	平成10.9.1 ～13.3.31
４代	田中正一郎	昭和21.7.15 ～22.6.20	２４代	佐久間文明	平成13.4.1 ～15.3.31
５代	川本勉	昭和22.6.21 ～29.4.22	２５代	井上孝夫	平成15.4.1 ～15.7.15
６代	山田義男	昭和29.4.23 ～33.4.30	２６代	渡邉義郎	平成15.7.16 ～16.3.31
７代	和田元震	昭和33.5.1 ～35.3.31	２７代	児玉賀洋子	平成16.4.1 ～18.3.31
８代	沖山鐐三郎	昭和35.4.1 ～43.3.31	２８代	伊藤清臣	平成18.4.1 ～18.10.31
９代	鷺谷健次	昭和43.4.1 ～47.3.31	２９代	藤木哲郎	平成18.11.1 ～19.7.23
１０代	楠本浩	昭和47.4.1 ～50.5.16	３０代	一戸貞人	平成19.7.24 ～22.3.31
１１代	佐藤美恵	昭和50.5.17 ～52.3.31	３１代	児玉賀洋子	平成22.4.1 ～26.3.31
１２代	内田早苗	昭和52.4.1 ～54.4.19	３２代	杉戸一寿	平成26.4.1 ～28.3.31
１３代	鷺谷健次	昭和54.4.20 ～55.3.31	３３代	佐久間文明	平成28.4.1 ～28.8.31
１４代	村上泰邦	昭和55.4.1 ～60.4.10	３４代	藤川眞理子	平成28.9.1 ～31.3.31
１５代	服部隆男	昭和60.4.11 ～62.3.31	３５代	影山育子	平成31.4.1 ～令和4.3.31
１６代	松本秀夫	昭和62.4.1 ～平成2.3.9	３６代	杉戸一寿	令和4.4.1 ～4.5.15
１７代	今野邦雄	平成2.3.10 ～5.3.31	３７代	佐久間文明	令和4.5.16 ～6.8.31
１８代	碧井猛	平成5.4. 1 ～7.3.31	３８代	久保秀一	令和6.9.1 ～7.3.31
１９代	服部治男	平成7.4.1 ～7.8.31	３９代	中村恒穂	令和7.4.1 ～
２０代	山崎彰美	平成7.9.1 ～10.3.31			

２　概要

管内は市原市１市で県のほぼ中央に位置しており、南北に細長く東西約23キロメートル、南北約35キロメートル、面積368平方キロメートルで、県内の市町村では最も大きく、県総面積の約７パーセントを占めている。

南東部はおおむね丘陵地帯に属し、北西部一帯は平坦な田園地帯で海岸に続いている。また、管内の中央部を養老川が貫流している。

海岸埋立地は全国有数の臨海工業地帯を形成しており、電力・造船等の基幹産業をはじめ、石油・化学・非鉄金属・重電機等の産業が進出している。

市の南部は農林業及び畜産業を主とする地域であり、養老渓谷や高滝ダム等アウトドアレジャーのスポットとしても人気を集めている。

また管内にはゴルフ場が 33 施設あり、市面積の 10%を占めている。

3　管内の状況

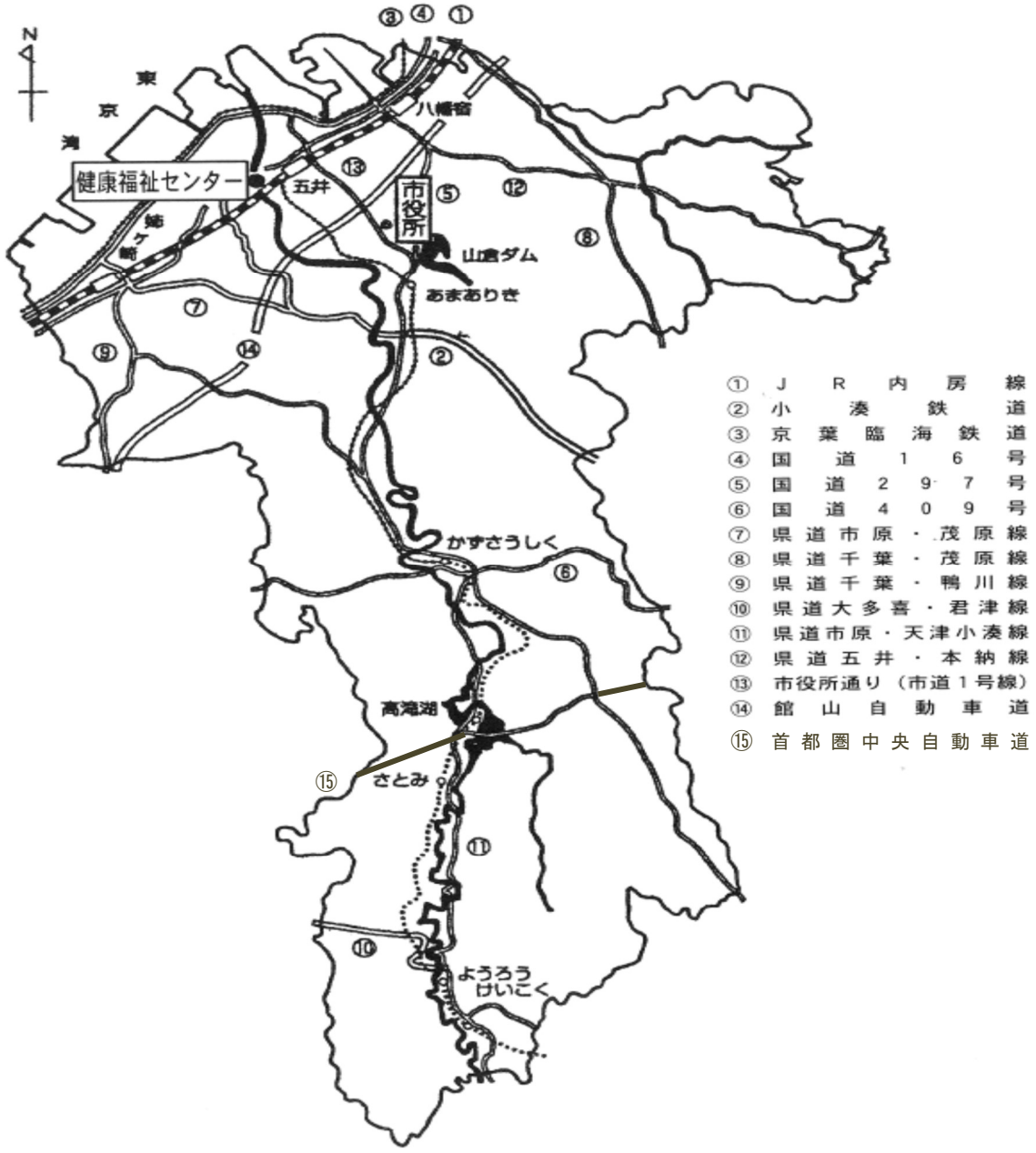
（１）管内の人口及び世帯数等の概況

表３－（１）管内人口及び世帯数等の概況

区　　分	世　帯　数 （世帯）	人　　口 （人）	人口密度 （人／k ㎡）	面　　積 （k ㎡）
管　　内	122,917	261,143	709.3	368.16
県　総　数	2,954,240	6,277,188	1,217.3	5,156.48

出典：（人口）令和 7 年 10 月 1 日現在　千葉県毎月常住人口調査
（面積）国土地理院　令和 7 年全国都道府県市区町村別面積調（10 月 1 日時点）

図３－（１）管内図



（２）管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表３－（２）－アのとおりで令和７年４月１日現在の年齢３区分によると０歳～14歳の年少人口の割合は10.2%、15歳～64歳までの生産年齢人口は58.8%、65歳以上の老年人口は31.0パーセントで、老年人口は年々増加し、年少人口及び生産年齢人口は減少している。

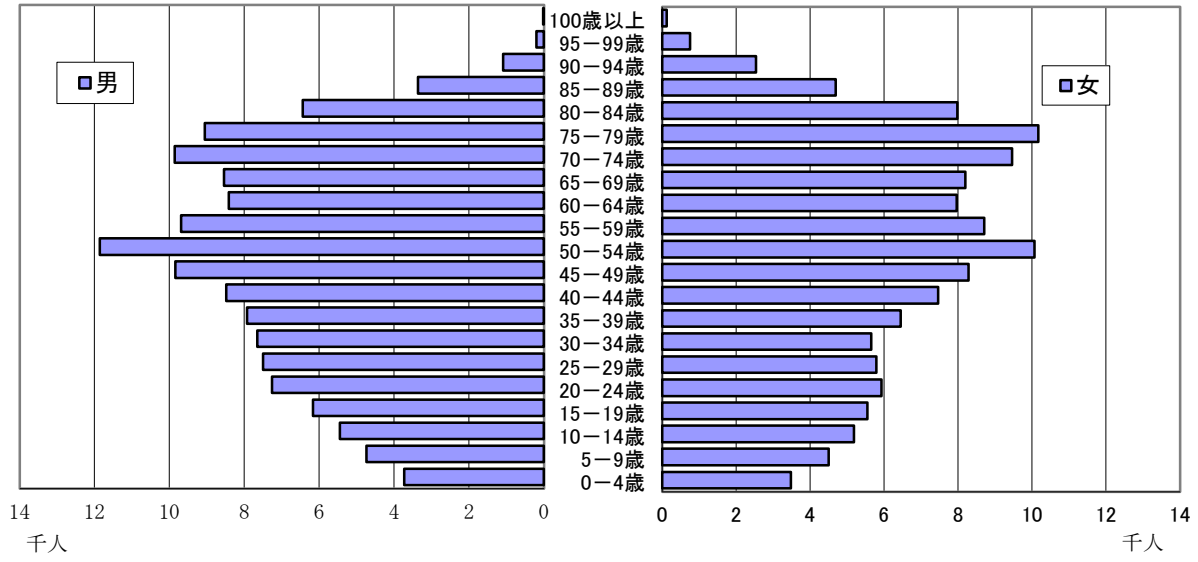
表３－（２）－ア　年齢構成の推移

（単位：人）

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	H20	285,072	38,365	(13.5)	193,623	(67.9)	53,084	(18.6)	—	—
	H25	281,642	35,360	(12.6)	181,344	(64.4)	64,938	(23.1)	—	—
	H30	277,039	32,793	(11.8)	166,906	(60.2)	77,340	(27.9)	—	—
	R5	269,643	29,017	(10.8)	158,469	(58.8)	82,157	(30.5)	—	—
	R6	268,068	28,050	(10.5)	157,450	(58.7)	82,568	(30.8)	—	—
	R7	266,204	27,080	(10.2)	156,639	(58.8)	82,485	(31.0)	—	—
県総数	H20	6,199,089	833,409	(13.4)	4,184,741	(67.5)	1,180,939	(19.1)	—	—
	H25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	—	—
	H30	6,297,271	773,764	(12.3)	3,859,943	(61.3)	1,663,564	(26.4)	—	—
	R5	6,307,481	724,299	(11.5)	3,845,562	(61.0)	1,737,620	(27.5)	—	—
	R6	6,308,398	709,203	(11.2)	3857,172	(61.1)	1,742,023	(27.6)	—	—
	R7	6,309,101	694,179	(11.0)	3873,193	(61.4)	1,741,729	(27.6)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年４月１日現在）

図３－（２）管内年齢５歳階級別人口構成図（令和７年４月１日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）

表３－（２）－イ　管内及び市町村・性・年齢階級別人口

（単位：人）

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口						
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～
管内総数	266,204	7,205	9,243	10,632	11,711	13,191	13,290	13,308	14,372	15,941	18,124
男	137,252	3,728	4,739	5,448	6,165	7,258	7,496	7,654	7,922	8,481	9,843
女	128,952	3,477	4,504	5,184	5,546	5,933	5,794	5,654	6,450	7,460	8,281
千葉県総数	6,309,101	196,512	238,168	259,499	276,996	336,043	352,376	346,481	362,470	398,253	450,004
男	3,139,662	100,662	121,874	133,490	142,688	172,709	182,910	181,116	189,177	207,102	233,414
女	3,169,439	95,850	116,294	126,009	134,308	163,334	169,466	165,365	173,293	191,151	216,590

年齢区分	生産年齢人口			老年人口							
	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	21,922	18,401	16,379	16,739	19,323	19,221	14,422	8,057	3,622	959	142
男	11,853	9,689	8,413	8,539	9,860	9,054	6,438	3,363	1,089	203	17
女	10,069	8,712	7,966	8,200	9,463	10,167	7,984	4,694	2,533	756	125
千葉県総数	525,638	450,175	374,757	338,441	381,855	409,517	313,147	186,665	85,140	23,519	3,445
男	272,468	233,026	191,564	168,159	181,926	186,834	134,756	73,795	26,581	5,009	402
女	253,170	217,149	183,193	170,282	199,929	222,683	178,391	112,870	58,559	18,510	3,043

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和７年４月１日現在）

4　健康相談

表４　健康福祉相談及び検査の日

（令和７年４月１日現在）

区　　分		曜　　日	時　　間	備　考
精神保健福祉相談		第２木曜日 第４水曜日	14:00～16:00	予約制
配偶者暴力（ＤＶ）相談、困難な問題を抱える女性のための相談		電話　月～金曜日 面接　木曜日	9:00～17:00 9:00～17:00	専用電話 0436(21)3511 面接　予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 0436(24)2387
ＨＩＶ等相談・検査	日中検査	毎月第１・３火曜日	13:15～14:00	無料・匿名 予約制
	夜間検査	偶数月第１火曜日	17:30～18:00	
肝炎ウイルス検査（Ｂ型・Ｃ型）	日中検査	毎月第１・３火曜日	13:15～14:00	無料・匿名 予約制
	夜間検査	偶数月第１火曜日	17:30～18:00	
腸内細菌検査		（月２回）水曜日	9:00～10:30	有料
結核管理・接触者健康診断				個別通知
飼い犬・ねこ引き取り		事前に御連絡いただき、やむを得ない事情と判断されれば日時指定します。		有料

５　各種委員会

（１）市原健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表５－（１）運営協議会委員名簿（令和 7 年 12 月 12 日現在）

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
市原市長	小出　譲治
千葉県議会議員	伊豆倉　雄太
千葉県議会議員	鈴木　友成
千葉県議会議員	鈴木　和宏
千葉県議会議員	菊岡　多鶴子
市原市教育長	藤谷　誠
市原市消防局長	善場　吉洋
市原市医師会長	泉水　昇
市原市歯科医師会長	小泉　一明
市原市薬剤師会理事長	小西　弘晃
独立行政法人労働者健康安全機構千葉労災病院長	岡本　美孝
千葉県看護協会市原地区部会副部会長	山本　郁子
市原市社会福祉協議会長	船山　慶子
市原市民生委員児童委員協議会長	片岡　仁
千葉県獣医師会市原支部会長	平野　正明
市原市栄養士会長	最上　美女江
市原市食生活改善協議会長	東條　慶子
市原市食品衛生協会長	水野　義之

（２）市原保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

（診査する内容）

法律第 18 条第 1 項による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表５－（２）感染症診査協議会委員名簿（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（順不同・敬称略）

現　　職　　名	氏　　名
千葉大学真菌医学研究センター　教授	渡邉　哲
医療法人　鎗田病院　呼吸器科医師	横須賀　恭子
千葉司法書士会　司法書士	露崎　とも子
千葉人権擁護委員協議会　市原支部　副支部長	髙久　美登里
市原市医師会理事	梁　善光

６　機構及び事務内容

図６　機構並びに事務内容

（令和8年2月1日現在）

センター長　（技）

副センター長（事）

副センター長（技）

- 総務企画課　7名
  1. 庶務、人事、文書収受及び財産に関すること。
  2. 予算、決算、経理及び物品の出納に関すること。
  3. 給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関すること。
  4. 医務関係の許認可及び諸届に関すること。
  5. 医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、薬剤師法及び覚醒剤取締法等に関すること。
  6. 献血事業に関すること。
  7. 保健、医療、福祉の総合相談窓口に関すること。
  8. 衛生統計及び人口動態調査に関すること。
  9. 広報・啓発活動の総合調整に関すること。
  10. 健康福祉センター運営協議会に関すること。
  11. 地域防災対策に関すること。
- 地域保健福祉課　30名(17)
  1. 保健師に関すること。
  2. 母子保健に関すること。
  3. 難病対策に関すること。
  4. 母体保護法に関すること。
  5. 高齢者保健及び成人保健に関すること。
  6. 介護保健施設の指導等に関すること。
  7. 健康増進法及び調理師法に関すること。
  8. 歯科保健に関すること。
  9. 精神保健福祉に関すること。
  10. 民生委員及び児童委員に関すること。
  11. 高齢者、母子、父子、寡婦及び児童福祉に関すること。
  12. 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。
  13. 地域配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること。
  14. 障害者相談支援事業の業務に関すること
- 健康生活支援課　24名（9）
  1. 健康危機管理に関すること。
  2. 結核に関すること。
  3. 感染症予防及び予防接種等に関すること。
  4. エイズ予防に関すること。
  5. 原子爆弾被爆者の援護等に関すること。
  6. 食品衛生法及び製菓衛生師法の施行に関すること。
  7. ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること。
  8. 狂犬病予防法及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。
  9. 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。
  10. 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリニーング業法、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。
  11. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、遊泳用プールに関する指導要綱の施行に関すること。
  12. 温泉法の施行に関すること。
  13. 化製場等に関する法律の施行に関すること。
  14. 住居衛生の相談に関すること。
  15. 屎尿浄化槽の意見に関すること。
  16. 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に関すること。

※（）:兼務職員数を再掲

7　職員数及び配置状況

表７　職員配置

（令和８年２月１日現在）

	所長（センター長）	次長（副センター長）	総務企画課	地域保健福祉課【課長】	健康生活支援課【課長】	計
合　　計	1	2	7	【1】30(17)	【1】24(9)	64(26)
医　　師	1	－	－	－	－	1
事　　務	－	1	4	4	－	9
薬　剤　師	－	－	1	－	7(3)	8(3)
獣　医　師	－	－	－	－	【1】4(1)	4(1)
保　健　師	－	－	1	4	5	10
診療放射線技師	－	－	－	－	1	1
臨床検査技師	－	1	－	－	5(5)	6(5)
管理栄養士	－	－	－	【1】3	－	3
精神保健福祉士	－	－	－	17(15)	－	17(15)
その他の技術職員	－	－	1	2(2)	2	5(2)
食品衛生監視員（再掲）	1	－	－	－	【1】 10(3)	11(3)
環境衛生監視員（再掲）	1	1	－	－	【1】 7	9

（注）

・総務企画課長は、副センター長（事）が事務取扱となっている。

・技術職員の内訳は主たる職種。また、兼務職員の内訳は（ ）に、課長の職種は、【 】内に再掲

・再任用職員・臨時的任用職員・育休任期付職員を含む。